

新型コロナウイルス感染症について

- ・感染予防対策の継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・新型コロナを疑う場合の診療・検査医療機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・新型コロナウイルス感染症の後遺症について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4
- ・福祉施設で働くみなさまにあらためてお願いしたいこと・・・・・・・・・・ 5
- ・新型コロナウイルス感染症対応早わかりブック・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～16
- ・社会福祉施設等を対象とした新型コロナウイルス感染症電話相談・・・・・・・・ 17～18
- ・高齢者施設等「スマホ検査センター」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19～20
- ・高齢者施設等の従事者等への定期検査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21～22
- ・高齢者施設等への新規入所者における入所時の検査・・・・・・・・・・・・・・ 23～24
- ・社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点・・・・・・・・・・・・・・ 25～28
- ・人員基準等の臨時的な取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- ・3%加算及び規模区分の特例の令和4年度取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30～31
- ・業務継続計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

※本内容は令和4年4月21日時点の情報です。

最新の情報は大阪府ホームページ等にて適宜ご確認をお願いします。



マスク着用



こまめな換気



手洗い

ワクチン打っても
つづけよう、
感染予防対策。

自分自身を守るために。
あなたの大切な人を守るために。

ワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できることが期待されていますが、他の方への感染をどの程度予防できるかはまだ十分にはわかっていません。ワクチンを打った方も打っていない方も、感染予防対策の継続をお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちら

大阪府 コロナ

検索



新型コロナウイルスを疑う場合にスムーズに受診できるよう

全ての診療・検査医療機関を

公表しています



もすもす

©2014 大阪府もすやん

しんどいなと思ったら・・・

近くの診療・検査医療機関を府ホームページで探してな！
行く前に、受診できるか医療機関に必ず電話で確認してください。

※新型コロナウイルス受診相談センターへのお電話による医療機関の紹介も可能です。

スムーズな受診のため、感染拡大を防ぐためにご協力ください



- 診療体制により、かかりつけ患者のみ対応可能な医療機関と一般患者も対応可能な医療機関があります。
- ホームページに掲載の診療時間でも予約状況等により対応できないことがあるため、必ず、事前確認をしてください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットを徹底してください。
- 発熱などのかぜ症状がある場合には、仕事や学校は休んで、不要不急の外出は控えてください。

大阪府 診療・検査医療機関

検索

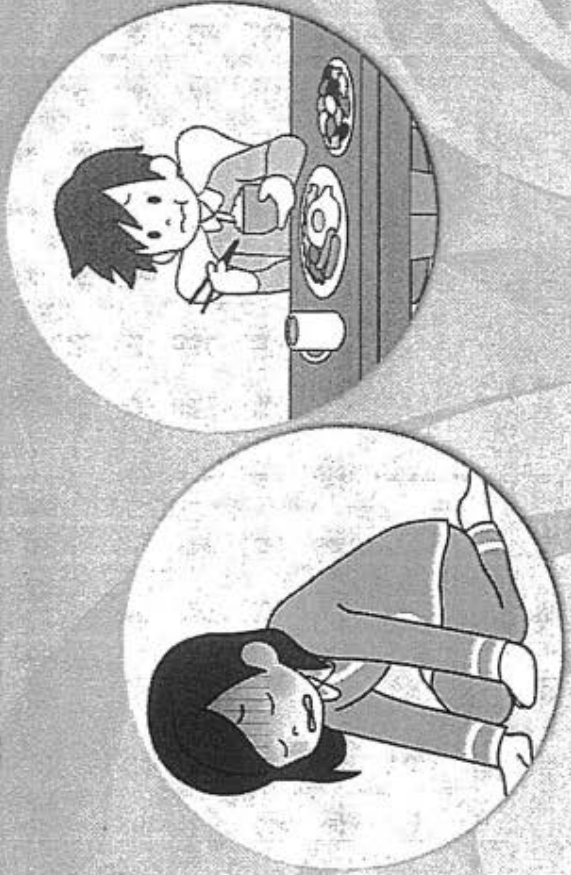


大阪府 新型コロナ受診相談センター

検索



新型コロナウイルス感染症の 後遺症について



新型コロナウイルス感染症にかかった後、感染性がなくなってもかわらず、療養中に見られた症状が続いたり、新たに症状が出現したりするなど、後遺症として様々な症状が見られることがあります。また、発症または診断から1年経過後も症状が見られる場合があります。

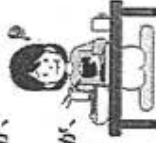
後遺症の原因は不明な点が多いため、治療には長い時間がかかる場合もあります。後遺症が疑われる場合は、かかりつけの医療機関や大阪府新型コロナウイルス受診相談センター等（詳細は裏面参照）に相談してください。



©2021 大阪府庁

体験談 ①

パートナーから感染して、半年が経ちます。嗅覚はだいぶ戻ってきましたが、味覚はまだ戻りません。不安な日々を過ごしていますが、できることをやっていると思っています。



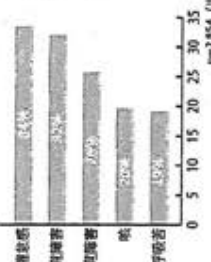
体験談 ②

発熱やのどの痛みがありました。その後、全身倦怠感がなかなか回復しません。仕事に行くのもできない状況です。医療機関に十分な情報がなく治療にも時間がかかっています。



後遺症に関するデータ紹介

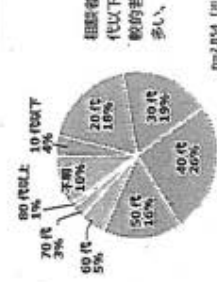
相談者の症状



〈年代別の主な症状〉
●全年代において倦怠感が見られる。
●50代以下の年代で嗅覚障害が、50代以下では味覚障害が見られる。

(注) 出典：本府庁「大阪府新型コロナウイルス相談センター」における後遺症に関する調査
(令和3年7月8日～11月30日、政府・中核市を主体)

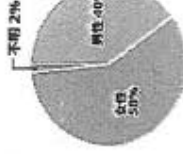
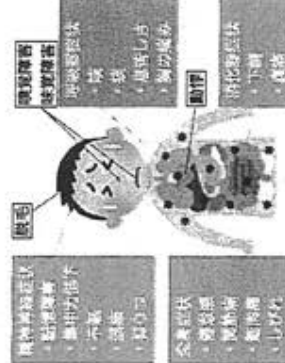
相談者の年代



相談者のうち、約80%が50代以下の方となっており、比較的若い世代からの相談が多い。

n=2,054 (男)

＜性別＞後遺症の主な症状



相談者のうち、男性が4割、女性が約6割となっている。

後遺症の経過



n=57

療養中に見られた症状だけでなく、集中力低下、脱毛、脚うつなど、経過の途中から新たに出現する症状もある。

出典：「COVID-19 後遺症について」(令和3年11月12日調査資料)
講師：大阪大学大学院医学部研究科・医学部感染制御学教授 加藤直也氏

日本国内の研究では、新型コロナウイルス感染症の回復者のうち、後遺症と考えられる何らかの症状が認められた人は、発症または診断から6か月後では約4人に1人、1年後では約1割となっている。
出典：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症診療の手引き」第70版

症状について (一部紹介)

新型コロナウイルス感染症の罹患後も、様々な症状が後遺症として現れています。また、同時に複数の症状が現れる場合もあります。

強い倦怠感

身体や精神的に「だるい」「疲れた」「疲れやすい」という軽い症状から、「体が鉛のように重く感じられる」といった強い症状まで様々な症例があります。

味覚・嗅覚障害

「味がわからない」、「においがわからない」「本来のにおいとは別のおいさを感じる」など、罹患後も引き続き味覚・嗅覚障害を発生している事例が報告されています。

せき・たん

激しい咳が持続するなどの事例が報告されています。



呼吸困難

呼吸困難感など呼吸器症状が持続し、中には息苦しさで日常生活に支障をきたす事例も報告されています。



思考力・集中力の低下

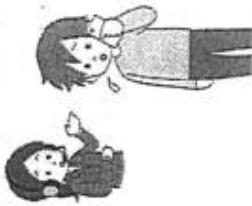
Brain fog (脳の霧) と呼ばれる「頭がぼーっとする」ような症状や、集中力の低下などが報告されています。



後遺症かと思ったら

新型コロナウイルス感染症の後遺症への治療は、対症療法が中心となり、治療には時間がかかる場合もあります。

また、後遺症は重症化するおそれもあり、悪化の予防のためにはご本人だけでなく、家族や職場など、周囲の理解も重要です。大阪府では、新型コロナ受診相談センターにおいて、後遺症に関する相談窓口を設置しています。後遺症が疑われる場合は、激しい運動や無理な活動は避けて、かかりつけの医療機関や府内の新型コロナ受診相談センターにご相談してください。



新型コロナ受診相談センター 一覧 (令和4年4月1日現在) ※電話番号等の最新情報は大阪府ホームページをご確認ください。

保健所	所在地	電話番号	受付時間
大阪府池田保健所	池田市、真面目市、豊能町、能勢町	06-7166-9911 (土・日・祝日含む 24時間)	
大阪府茨木保健所	茨木市、摂津市、島本町		
大阪府守口保健所	守口市、門真市		
大阪府四條保健所	大東市、四條畷市、交野市		
大阪府藤井寺保健所	松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市		
大阪府富田林保健所	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、平野町		
大阪府和泉保健所	和泉市、泉大津市、高石市、忠烈町		
大阪府岸和田保健所	岸和田市、貝塚市		
大阪府泉佐野保健所	泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町		
大阪府保健所	大阪市	06-6647-0641 (土・日・祝日含む 24時間)	
堺市保健所	堺市	072-228-0239 (平日9時～20時、土・日・祝日9時～17時30分) ※050-3531-5599	
高槻市保健所	高槻市	072-661-9335 (平日9時～17時15分) ※050-3531-4455	
東大阪市保健所	東大阪市	072-963-9393 (土・日・祝日含む 24時間)	
豊中市保健所	豊中市	080-4583-0712 (平日10時～16時) ※上記は後遺症専用窓口です。	
枚方市健康福祉部	枚方市	072-841-1326 (土・日・祝日含む 9時～17時30分) ※上記は後遺症専用窓口です。	
八尾市保健所	八尾市	072-994-0668 (平日8時45分～17時15分) ※050-3531-4455	
寝屋川市保健所	寝屋川市	072-829-8455 (平日9時～17時30分) ※050-3531-4455	
吹田市保健所	吹田市	06-7178-1370 (平日9時～17時30分) ※050-3531-4455	

○記載している受付時間外に電話をされた際は、自動ガイダンスに切り替わりますので、指示に従ってください。なお、※の電話番号は、受付時間外に繋がる専用番号です。

○以下の時間帯は相談電話が集中し、大変混みあいますので、時間帯をずらすなどしてご相談をお願いします。午前9時から12時までの午前中 (特に午前9時から10時)

令和4年3月発行
発行・編集 大阪府健康医療政策推進課 健康感染病対策企画課
大阪府中央区大手前2丁目
電話 (代表番号) 06 (6941) 0351

※印刷の許可を得て、令和3年6月に改訂版が発行した「新型コロナウイルス感染症 後遺症リポート」から「新型コロナウイルス感染症」や「月例」など、文中の表記が変更された場合は、印刷時と一致することとさせていただきます。

福祉施設で働くみなさまにあらためてお願いしたいこと

高齢者施設等におけるクラスター発生事例では、施設で働く職員からの感染が多くなっています。**感染対策に詳しい看護師（感染管理認定看護師、感染症看護専門看護師）が福祉施設等を訪問した経験から、あらためてお願いしたいことをまとめました。**日々、感染症対策に取り組んでおられる中、施設クラスター発生予防のためにも、今一度、ご確認ください。

協力：(公社)大阪府看護協会

● 職員のみなさんに、あらためて、注意していただきたいこと

● 職員同士でマスクなしの会話

ロッカールーム・食事・休憩室等の場面が変わる時が要注意です！

● 同居者や家族以外の方との会食

飲食を通じての感染のリスクにご注意ください。

● 体調不良時の無理な出勤

以下の症状がある場合は、職場には来ず、管理者に相談し検査を受けましょう。

*有症状者を対象とした高齢者施設等「スマホ検査センター」を利用して、素早く検査につなげてください。

・発熱

・風邪症状（鼻汁・咽頭痛・咳など）

（※花粉症やアレルギーのある方はいつもと違うと感じる場合）

・嗅覚障害・味覚障害

● 職場での正しいマスクの着用・手指消毒

口と鼻を確実に覆うようにしてください。鼻出しは厳禁です！できれば、職場では、不織布マスクを！



スマホ検査センターの
申込みはこちらから



● 施設内の感染リスクを軽減するために**できること**を、ぜひ実践してください！

● ユニバーサルマスクング

施設内では職員、利用者、来訪者すべての人がマスクを着用していますが。

（利用者にも可能な限り、着用を呼びかけましょう）

● 距離の保持・入所者の体調管理の徹底

ふだんから、入所者同士の距離をとっていただいていますか。

ショートステイおよび新規入所者（できれば2週間程度）と長期入所者は可能な範囲で、集団の間では、2m以上の距離をおいていただいていますか。

● 食事・口腔ケア

可能な限り、利用者さん同士を対面で座らせない、パーティションを置くなど、飛沫がかからない工夫をしていますか。



● 感染の疑い事例が出たときから、万が一に備え、**初動を素早く！**

● 感染の疑い事例をいち早く把握、行動を

感染の疑いのある方を介護する場合、個人防護具の着用や手指消毒の徹底、また、集団の間から離す、空間的に分ける等を行いましょ。

● 感染者が発生した場合は、すぐに自治体担当部署・保健所に相談しましょ

感染者の隔離や消毒、ゾーニングなど保健所からの指示に従い、迅速に対応しましょ。

新型コロナウイルス 感染症対応 早わかりブック

利用者が発熱したとき、
感染症かもしれないとき…
困ったときに見よう！



©2014 大阪府もずやん

新型コロナウイルス感染症発生時のやることリスト

リストを参考に役割分担をし、みんなで協力して乗り切りましょう！



この冊子の
使い方

社会福祉施設等で、新型コロナウイルス感染症の陽性者もしくは疑いのある方が発生した時の対応をまとめたものです。
事前に内容を確認し、もしもの時に職員全員が動けるよう、シミュレーションしておきましょう。

手指衛生 (手洗いと手指消毒)



●手洗い

- ①両手を水で濡らす
- ②両手を水で濡らす
- ③両手を水で濡らす
- ④両手を水で濡らす
- ⑤両手を水で濡らす
- ⑥両手を水で濡らす
- ⑦両手を水で濡らす
- ⑧両手を水で濡らす
- ⑨両手を水で濡らす
- ⑩両手を水で濡らす

CHECK: 洗い残し注意!
 ・指先
 ・指の間
 ・手首

CHECK: 手を洗い終わるまで、水を出しっぱなしにしてください。

POINT!

- 石けんで10秒もみ洗いし、流水で15秒すすぎます。
- 目に見える汚れがある時は必ず石けんと水で、それ以外は手指消毒薬による手指消毒、石けんと水による手洗いのどちらでも構いません。
- 手洗い時は清潔にし、乾燥させます。水がはねやすいので、手指消毒薬などを置かないようにしましょう。

●手指消毒

- ①手指消毒薬を手ひらに取る
- ②手指消毒薬を手ひらに取る
- ③手指消毒薬を手ひらに取る
- ④手指消毒薬を手ひらに取る
- ⑤手指消毒薬を手ひらに取る
- ⑥手指消毒薬を手ひらに取る
- ⑦手指消毒薬を手ひらに取る
- ⑧手指消毒薬を手ひらに取る
- ⑨手指消毒薬を手ひらに取る
- ⑩手指消毒薬を手ひらに取る

CHECK: 手指消毒薬は、自分の手全体に行き渡る量を使用方法(約2-3ml)

NG! 手指消毒薬や石けん液の置き足しは厳禁です。容器を洗って乾燥させてから入れましょう。

POINT!

- 手が濡れると汚れが落ちにくくなりますので、手のケアもしましょう。
- 日ごろから食事介助や排泄介助、清潔の前後などのタイミングで手洗いや手指消毒薬を習慣にしましょう。

個人防護具 (PPE) の着脱



必要な個人防護具

- 長袖ガウン
- マスク
- キャップ
- フェイスシールド等*
- 手袋

- CHECK: 手袋は、着けるときの最後後に、脱ぐときは最初に外します
- CHECK: フェイスシールドやゴーグル等を再利用することがあります。再利用する場合は、新型コロナウイルスに効果のある消毒薬で全体を消毒してから使用しましょう
- *フェイスシールド等とは、フェイスシールド、ゴーグル又はアイシールドのいづれかです。

●個人防護具の脱ぎ方 一言と腹のひもが、簡単にちぎれるタイプのプラスチックガウンの場合

1. 手袋を脱ぐ
 - ①手袋の裏面を握る
 - ②手袋の裏面を握る
 - ③手袋の裏面を握る
 - ④手袋の裏面を握る
 - ⑤手袋の裏面を握る
 - ⑥手袋の裏面を握る
 - ⑦手袋の裏面を握る
 - ⑧手袋の裏面を握る
 - ⑨手袋の裏面を握る
 - ⑩手袋の裏面を握る
2. 手指消毒
 - ①手指消毒薬を手ひらに取る
 - ②手指消毒薬を手ひらに取る
 - ③手指消毒薬を手ひらに取る
 - ④手指消毒薬を手ひらに取る
 - ⑤手指消毒薬を手ひらに取る
 - ⑥手指消毒薬を手ひらに取る
 - ⑦手指消毒薬を手ひらに取る
 - ⑧手指消毒薬を手ひらに取る
 - ⑨手指消毒薬を手ひらに取る
 - ⑩手指消毒薬を手ひらに取る

CHECK: 腕が露出しないようにガウンの上から手袋を重ねます

CHECK: ガウンの袖に親指の穴を開けて通すと袖のめくり上がりを防ぐことができます。親指フックタイプのガウンもあります

手袋の脱ぎ方

①親指の穴に親指をさし、手袋の裏面を握ります。②手袋の裏面を握ります。③手袋の裏面を握ります。④手袋の裏面を握ります。⑤手袋の裏面を握ります。⑥手袋の裏面を握ります。⑦手袋の裏面を握ります。⑧手袋の裏面を握ります。⑨手袋の裏面を握ります。⑩手袋の裏面を握ります。

3. 長袖ガウンを脱ぐ *ガウンの裏面に触れないようにする!

- ①前の部分を引っ張り、肩から脱ぐ
- ②前の部分を引っ張り、肩から脱ぐ
- ③前の部分を引っ張り、肩から脱ぐ
- ④前の部分を引っ張り、肩から脱ぐ
- ⑤前の部分を引っ張り、肩から脱ぐ
- ⑥前の部分を引っ張り、肩から脱ぐ
- ⑦前の部分を引っ張り、肩から脱ぐ
- ⑧前の部分を引っ張り、肩から脱ぐ
- ⑨前の部分を引っ張り、肩から脱ぐ
- ⑩前の部分を引っ張り、肩から脱ぐ

新型コロナウイルスに有効な消毒薬

消毒薬は正しい濃度と使い方が重要です。保管方法も確認しましょう。

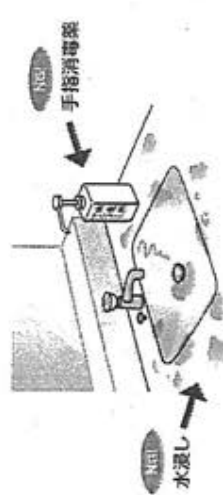
■方法	■濃度	■置いてあるもの	■高さのないもの	■使い方・保管方法 製品の説明書を確認
熱水	80℃の熱水に10分間 ※やけどに注意	食器や箸など	手拭	—
塩素系漂白剤 (次亜塩素酸ナトリウム)	濃度0.05%	テーブル、 ドアノブなど	金属製のもの、手拭 (肌や目につかない ように注意)	・消毒後に水拭きを ・希釈液は日光の当 射に入れません
アルコール	濃度70%以上95% 以下のエタノール	手拭(医薬品・医薬 部外品) テーブル、 ドアノブなど	前引火性があり、空 間噴霧は危険	・手拭はP2「手拭 消毒」参照 ・物は拭き取り
界面活性剤入りの洗剤 住宅・家具用洗剤 台所用洗剤 など	製品の説明書に記載 の濃度	テーブル、 ドアノブなど	台所用洗剤を使う場 合は、家具などの塗 装面、布・木などの 水がしみこむ場所や 材質など	・住宅・家具用洗剤は 製品の記載通りに ・台所用洗剤は希釈 して拭き取り、そ の後に水拭き
次亜塩素酸水	濃度80ppm以上	テーブル、 ドアノブなど	—	・消毒したいものの 表面をヒタヒタに 濡らし、20秒以上 おいて拭き取り ・希釈液は日光の当 射に入れません

(参考) 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について (厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)



POINT!

消毒薬の空間噴霧は、健康に有害となりうる可能性があり、推奨されていません



CHECK!

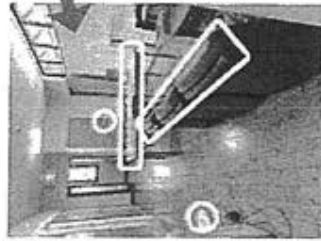
水がはねると不潔になるので、消毒薬は水回りに当たらないようにしましょう

消毒・清掃

動画でチェック!



消毒・清掃は、人がよく触れるところを念入りに拭きましよう。



- よく触れるところ
- ・テーブル(表面と表面以外の手が触れる部分)
 - ・ドアノブ
 - ・電気のスイッチ
 - ・椅子の背もたれ
 - ・手すり など

CHECK!

消毒・清掃は、拭き掃除が基本です
スプレーでは消毒液が「点」でつくだけで、「面」を消毒できません
汚れがある場合は、消毒・清掃の前に汚れの部分を取り除きます

CHECK!

消毒・清掃の順番を守りましょう
・きれいなところ → 汚れのあるところ
・高いところ → 低いところ



CHECK!



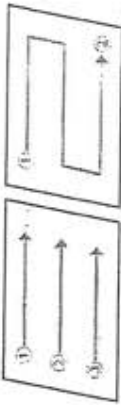
CHECK!

ドアノブ、手すりなど固く使うものは、握りながら拭きます



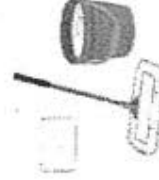
CHECK!

一方方向に拭き取りましよう



CHECK!

ぞうきん、モップなどの布製の道具は、汚れが目立つ、臭いが気になるときには新しく取り換えましよう



POINT!

- 消毒薬に正しい濃度・使用方法等を確認しましょう。
- 消毒薬を希釈する場合、その濃度低い切るのが基本です。少なくとも1日1回は作り直しましょう。
- 消毒薬は冷蔵庫所に保管します。
- 消毒薬の凝固剤は止めましよう。容器は空にして洗浄・乾燥させてから新しい液を入れましよう。

洗濯

リネンや衣類は、いつも通りの洗剤を使い、洗濯機で洗います。

- <準備>
- ① 陽性者の洗濯物をビニール袋に入れてレッドゾーンから持出す
 - ② 洗濯物の袋を洗濯機の中で開けて洗濯スタート
 - ③ 手拭消毒
 - ④ 洗濯機のスイッチなど、手の触れた部分を消毒・清掃
 - ⑤ 洗濯物を取り出し乾燥させる

CHECK! 洗剤（界面活性剤）により洗濯物のウイルスは除去されています

POINT! ① ② ③ ④ ⑤

- 他の利用者の洗濯物と必ずしも分ける必要はありません。
- 洗濯機に入れる前の衣類等の消毒は不要です。洗濯後の洗濯機の消毒も不要です。
- レッドゾーンから洗濯機までの運搬時はビニール袋に密閉し、ウイルスが他につかないようにしましょう。

食器

食器類は、残飯も含めてビニール袋に密閉して、レッドゾーンから持出します。

- POINT! ① ② ③ ④
- 食器洗浄乾燥機を使用する場合
 - ① 食器のセット完了後、手指消毒をする
 - ② スイッチなど手の触れた部分を消毒・清掃
 - 手洗いの場合
 - ① シンクの中でビニール袋を開けて、食器を取り出す
 - ② 使い捨てのタオルやガゼ等に洗剤をつけて洗浄
 - ③ 食器の洗浄後、シンク内や水がはねた場所など周辺を消毒・清掃
 - ④ 食器を運んだ人・洗った人は、手指消毒をする

CHECK! 使い捨て容器を使用し、毎回、廃棄する方法もあります。廃棄方法は、P.12「ゴミの処理」を参照

- POINT! ① ② ③ ④
- レッドゾーンからの食器の持ち出しの方法や動作などはあらかじめ施設で検討し、実際にどのような流れになるのが試してみましょう。

トイレ

陽性者もしくは疑いのある利用者のトイレは、専用になります。

●ポータブルトイレを使用する場合

CHECK! レッドゾーン内にトイレがない場合、居室でのポータブルトイレの設置を検討します

<使用後のポータブルトイレの洗浄> *2名で対応します

- POINT! ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
- ① Aさんは7リンゾーンで排便
 - ② AさんからBさんにバケツを渡す
 - ③ BさんからAさんにバケツを渡す
 - ④ 汚物でバケツを洗う
 - ⑤ Aさんが5Bさんにバケツを渡す
 - ⑥ Bさんが5Aさんにバケツを渡す
 - ⑦ 個人防護具を外して手を消毒
 - ⑧ Aさんが5Bさんにバケツを渡す
 - ⑨ Bさんが5Aさんにバケツを渡す
 - ⑩ Bさんが5Aさんにバケツを渡す

CHECK! ポータブルトイレのバケツの中に、ビニール袋を複数枚かぶせて、その中にベットのシーツなどの吸取シートを入れる（使用後は廃棄）などの工夫があります。交換したおむつやポータブルトイレで使ったベットシーツなどは、ビニール袋に入れて封をし、密閉します（P.12「ゴミの処理」参照）

●共用のトイレを使用する場合

居室からの移動やトイレを使用するときに、他の利用者とは接触しないように注意します
・使用する個室ブースをあらかじめ決めておきます



- POINT! ① ② ③ ④ ⑤
- ① トイレ内に他の利用者がいないことを確認
 - ② 陽性者はマスクを着用し、手指消毒をしてから、室外に出る
 - ③ 職員は個人防護具を着用し、トイレまで誘導
 - ④ 使用後は、陽性者を個室へ誘導
 - ⑤ 陽性者が触れた部分（手すりなど）を消毒・清掃



- 排泄物の中には、新型コロナウイルスがたぐざん含まれています。
- 排泄物の介助をするときは、排泄物に直接触れなくても、必ず個人防護具を着用します。

入浴

入浴は控え、しばらくは清拭で対応しましょう。
陽性者の体調が良く入浴ができる場合は、
他の利用者と接触しないよう、十分配慮しながら行いましょう。

●共用の浴室を使用する場合

CHECK! 居室からの移動や浴室を使用するときに、
他の利用者と接触しないように注意します

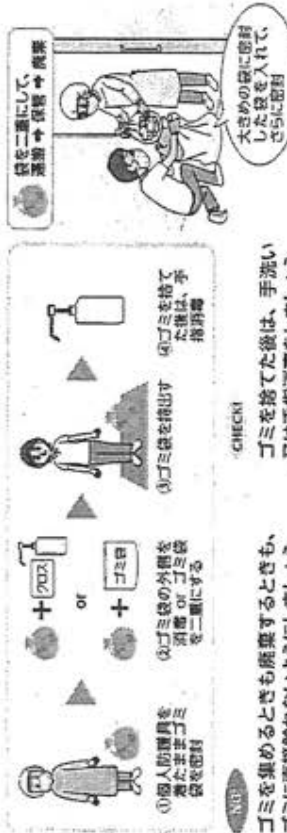
- ① 浴室内に他の利用者がいないことを確認
- ② 陽性者はマスクを着用し、手指消毒をしてから、室外に出る
- ③ 職員は個人防護具を着用し、浴室まで誘導
- ④ 入浴後は、陽性者を個室へ誘導
- ⑤ 浴室内の換気をを行い、消毒・清掃
- ⑥ 脱衣室内の換気がされた部分(手すりなど)を消毒・清掃



- 界面活性剤が含まれた浴室用洗剤で、消毒・清掃ができます。
- 浴室の使用後は、換気を徹底しましょう。
- ふだんから、浴室使用後は水をふき取り、乾燥させましょう。

ゴミの処理

陽性者もしくは疑いのある利用者の居室から出たゴミは、
ビニール袋に入れて、しっかり封をして、廃棄しましょう。



ゴミを集めるときも廃棄するときも、
ゴミに直接触れないようにしましょう



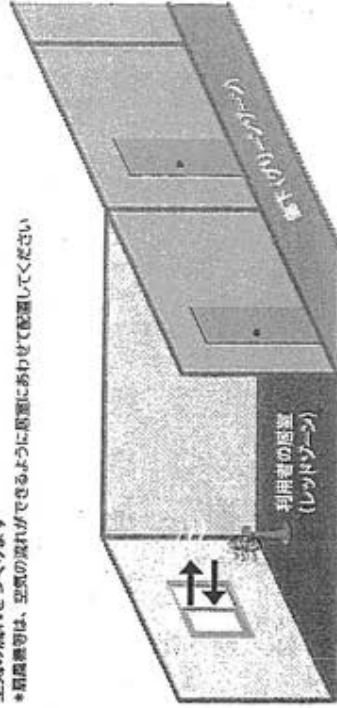
- ゴミに消毒を直接振りかけることは、ゴミ袋から液がたれが生じる可能性もありありません。
- ゴミに液体成分が多い場合には、新聞紙やペットシートをゴミ袋に入れて締め込ませるなど液だれしないよう工夫しましょう。

換気

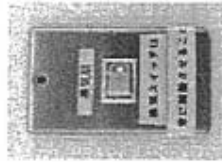
陽性者もしくは疑いのある利用者の居室や共有スペースなどは、
1～2時間ごとに窓を開けて5～10分程度の換気をしましょう。

●窓がある場合

- CHECK! ・二方向の窓を開け、対角線で通風できるようにします
・窓が一つしかない、空気がよどむ場所がある場合は、換気扇や扇風機を使って空気の流れをつくり出す
*扇風機等は、空気の流れができるように設置にあわせて配置してください



●機械換気設備がある場合



- 空気清浄機だけでは換気はできません。必ず外気を取り込み、換気をしましょう。
- 窓を開けるだけでは換気になりません。部屋の空気がすべて外気と入れ替わるよう心がけましょう。

濃厚接触者への対応

濃厚接触の可能性を把握し、速やかに対応しましょう。

CHECK1 濃厚接触者の調査・特定は、原則、所轄の保健所が行います
保健所の指示に従ってください
*感染拡大の状況により、変更される可能性があります

利用者の場合

濃厚接触者の把握
個室に隔離
陽性者と同様の感染対策を実施



職員の場合

濃厚接触者の把握
自宅待機



※6 濃厚接触者同士は同じ部屋で隔離してはいけません

濃厚接触の可能性

陽性者の感染可能期間中^(※)に

- 適切な感染防護なしに陽性者を診察、手術若しくは介護していた者（例：医療従事者・介護職など）
- 陽性者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者（例：医療従事者・介護職など）
- 車内等で長時間（1時間以上）の接触があった者
- 手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、マスクなしで15分以上話しをした者のいすれかを満たす方は濃厚接触となる可能性があります

(※) 陽性者が有症状の場合は発症2日前から、無症状の場合は検体採取日の2日前の接触から発症終了日まで

●ふだんから、取組みましょう

CHECK1 新型コロナウイルスは目、鼻、口から感染します
利用者がマスクを外しているときの身体介護などでは、脱着は、マスクとともに、アイシールド、ゴーグル、フェイスシールドなどで眼を保護することが重要です

	利用者	利用者	利用者
マスク	あり	あり	なし
フェイスシールド等	なし	あり	なし

(参考) (一社)日本看護協会安全/医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第4版



- 検査結果が陰性であっても濃厚接触者と特定されたら、一定期間の隔離や自宅待機等が必要
です。
- 濃厚接触者としての隔離期間が終了すれば、利用者の隔離解除時や職員の職場復帰時の検査は必要ありません。

お役立ち情報

内容

■大阪府/
社会福祉施設等向け
新型コロナウイルス感染症対応 早わかりブック
資料集（様式例）



この冊子のダウンロードの他、動画、資料集（様式例）などを掲載しています。

□ 発生時やることリスト対応表



P1「新型コロナウイルス感染症発生時のやることリスト」に応じて、業務の担当者をおらかじめ決めておきましょう。

□ 職員用健康チェック表



職員の健康管理の記録の参考例です。

□ 面会者個別確認表



面会に来られた方へ健康状況を確認するための参考例です。

□ 個人防護具（PPE）の取扱ポスター



イエローゾーンなど必要な場所に掲出しておきましょう。

■大阪府/
社会福祉施設等における
新型コロナウイルス感染症対策



大阪府で実施した研修の資料やFAQなどお役立ち情報を掲載しています。

■ 新型コロナウイルスに有効な消毒薬

□ 厚生労働省/
新型コロナウイルスの
消毒・除菌方法について



新型コロナウイルスの消毒方法等の情報がまとめられています。

□ 厚生労働省/
新型コロナウイルス対策
身のまわりを清潔にしましょう



有効な消毒薬や次亜塩素酸ナトリウムの希釈方法などを紹介しています。

□ 経済産業省/
ご家庭にある洗剤を使って
身近な物の消毒をしましょう



界面活性剤の種類や台所用洗剤等を使っての消毒方法を紹介しています。

■ 濃厚接触者

□ 濃厚接触者等について
（厚生労働省からの通知など）



濃厚接触者等に関する情報をまとめています。

この冊子は、令和4年1月時点の情報に基づき、公益社団法人大阪府看護協会の監修により作成しました。



公益社団法人大阪府看護協会
〒545-8501 大阪府大阪市東区
TEL 06(524)7020/フアックス 06(524)6581
ホームページ: www.osaka-nurse.or.jp

新型コロナウイルス感染症発生時やることリスト対応表

※P1「新型コロナウイルス感染症発生時のやることリスト」と併せて使用してください。

※必要に応じて、内容や項目を追加してください。

チェック欄	項目		担当者（日中）	担当者（夜間）
	内容	連絡先		
1) 必要な人や機関に報告				
	施設長（●●長）へ連絡			
	施設内で情報共有			
	家族への連絡			
	嘱託医、協力医療機関へ連絡			
	指定権者への連絡			
2) 疑い者への対応				
	隔離準備（個室等の確保、ゾーニング設定）			
	対応職員選定			
	対応職員への確認			
	必要な物品等の確保（PPE等セット、ゴミ箱など）			
	個室への移動			
3) 受診（往診）、検査（検体採取）				
	嘱託医、協力医療機関との連絡窓口			
4) 体調不良者の有無の確認				
	入所者の体調把握、とりまとめ			
	職員の体調把握、とりまとめ			
5) 保健所との連携				
	保健所との連絡担当			
	陽性者の行動調査（日誌・記録等の確認）			
	濃厚接触者 候補のリストアップ			
6) 濃厚接触者対応				
	入所者の場合：（必要に応じて）濃厚接触者の隔離、体調確認等			
	職員の場合：体調確認等（復帰めどの確認）			
7) 業務調整・職員確保				
	職員シフト表の作成（レッドゾーン/グリーンゾーン）			
8) 個人防護具、消毒薬の在庫確認と確保				
	在庫確認			
	購入（業者等への連絡）			

【 職 員 用 】 健 康 チ エ ッ ク 表

必要に応じて内容や項目を追加してください

所属【 】 氏名【 】

状態・症状の項目	／ (月)	／ (火)	／ (水)	／ (木)	／ (金)	／ (土)	／ (日)
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
鼻水・鼻づまり	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
咽頭痛	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
咳	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
息苦しさ	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
全身倦怠感	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
味覚障害・嗅覚障害	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
頭痛	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
嘔気・嘔吐	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
下痢	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし
その他							
家族・身近な人に上記の症状のある人はいませんか	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

・この健康チェック表は1カ月間、施設内で保管します。

・発熱等症状がある場合は、出勤前に上司に報告・相談しましょう。

面 会 者 健 康 確 認 表

必要に応じて内容や項目を追加してください

○面会にあたり、お手数ですが、健康状態についてご記入くださいますよう、ご協力お願いします。

日時	年 月 日	時 分～ 時 分
入所者氏名		
面会者氏名	続柄	住所
		電話番号

○体温をお知らせください。（発熱されている場合は、面会をお断りさせていただきます）

体温	°C
----	----

○この2週間で以下の症状がありましたか？（症状によっては面会をお断りさせていただく場合がございます）

せき	あり・なし
咽頭痛（のどの痛み）	あり・なし
鼻水・鼻づまり	あり・なし
呼吸困難（息が苦しい）	あり・なし
全身倦怠感（体がだるい）	あり・なし
味覚障害・嗅覚障害	あり・なし
頭痛	あり・なし
嘔気・嘔吐	あり・なし
下痢	あり・なし
その他（右に症状を記載ください）	

○以下の質問にお答えください。（面会をお断りさせていただく場合がございます）

過去14日以内に新型コロナウイルス感染症陽性とされた人との濃厚接触がある	あり・なし
同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる	あり・なし
過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者と濃厚接触がある	あり・なし

○以下の質問にお答えください。

新型コロナワクチンの接種歴	あり・なし
---------------	-------



メニュー

検索 [ページの使い方](#) [お問い合わせから探す](#) [案内の図解から探す](#)

文字サイズ: [縮小](#) [標準](#) [拡大](#)

- トップ
- 暮らし・住まい
- 人権・男女
- 福祉・子育て
- 教育・学校・青少年
- 健康・医療
- 防災・労働
- 環境・リサイクル
- 農林・水産業
- 都市部・観光・文化
- 都市計画・都市整備
- 防災・安全・危機管理
- 府政運営・市町村

ホーム > 社会福祉施設等を対象とした新型コロナウイルス感染症電話相談について

[はじめての方へ](#) [サイトマップ](#)

社会福祉施設等を対象とした新型コロナウイルス感染症電話相談について



更新日: 2022年4月6日

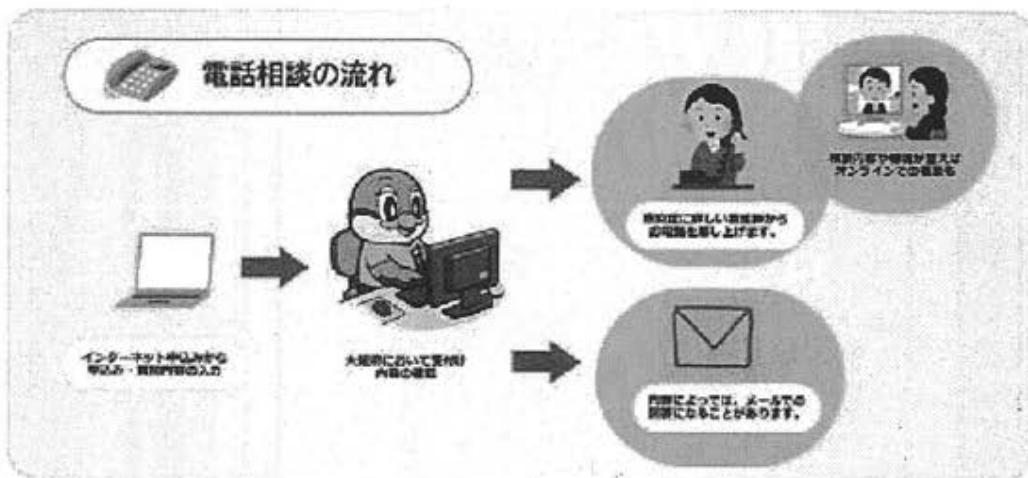
本府では、重症化リスクの高い高齢者が入所・利用する施設等をはじめとした社会福祉施設等のクラスター発生を予防し、社会基盤である福祉サービスを停滞させることのないよう、感染管理認定看護師(IGN)等の専門家を社会福祉施設等に派遣する社会福祉施設等感染症予防重点強化事業を実施しております。この度、本事業の一環として、施設を訪問している感染管理認定看護師による電話相談を下記のとおり開始しますので、ご活用ください。

電話相談の概要

- 電話相談については、下記のボタンを押下して、必要事項を入力の上、申込みをしてください。
- なお、下記のリンク先のページに、よくある質問をまとめておりますので、ご一読いただいたうえで、お申込みください。
- ▶ [社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止対策FAQはこちら](#)
- ▶ [新型コロナウイルス感染症の陽性者や感染疑い事例が発生したときに、必要な情報をまとめた「早わかりブック」はこちら](#)

電話相談の申込みはこちら

- 受付期間**
令和4年4月8日(金曜日)から令和5年3月24日(金曜日)まで
*毎週金曜日までに申込みいただいた相談は、翌週金曜日までにお電話を差し上げる予定です。
- 対象施設**
大阪府内の社会福祉施設等
- 電話相談の流れ**
1 「インターネット申込み」にて申込みをする
2 大阪府において受付
3 内容確認後、感染管理認定看護師から来電(公益社団法人 大阪府看護協会に委託)
4 電話にて、相談を実施
*相談内容によっては、メールやオンラインを活用した相談に切り替えることがあります。
- 相談内容**
新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策
*日常の感染予防対策などに関する相談を対象とします(既に陽性者が発生しているなど緊急性、切迫性のある内容は対象外となります)。
- 留意事項**
相談いただく内容によっては、感染管理認定看護師からの電話ではなく、本府からメールで回答を差し上げる場合があります。申込多数の場合(月8件程度を予定)や相談内容によっては、回答が難しい場合がありますので、ご容赦ください。



社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策に関する研修資料や国からの通知などをまとめたページです。

▶ [社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策](#)

社会福祉施設等向け新型コロナウイルス感染症対応早わかりブック(再掲)

社会福祉施設等で、新型コロナウイルス感染症の陽性者もしくは疑いのある方が発生した時の対応をまとめた「社会福祉施設等向け 新型コロナウイルス感染症対応 早わかりブック」を作成しました。事前に内容を確認し、もしもの時に全員が「動けるよう、シミュレーションする際」に、ご利用ください。

▶ [「早わかりブックはこちら」](#)

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止対策FAQ(再掲)

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止対策について、よくあるご質問をFAQにまとめています。

▶ [社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止対策FAQはこちら](#)

このページの作成所属

福祉部 地域福祉推進室地域福祉課 施策推進グループ



[1つ前のページに戻る](#)

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) > [社会福祉施設等を対象とした新型コロナウイルス感染症電話相談について](#)

[お問合わせ](#) [ユニバーサルデザインについて](#) [個人情報の取り扱いについて](#) [このサイトのご利用について](#)

大阪府

(法人番号 4000020270008)

本庁

〒540-8570

大阪市中央区大手前2丁目

(代表電話)06-6941-0351

咲洲庁舎

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-18

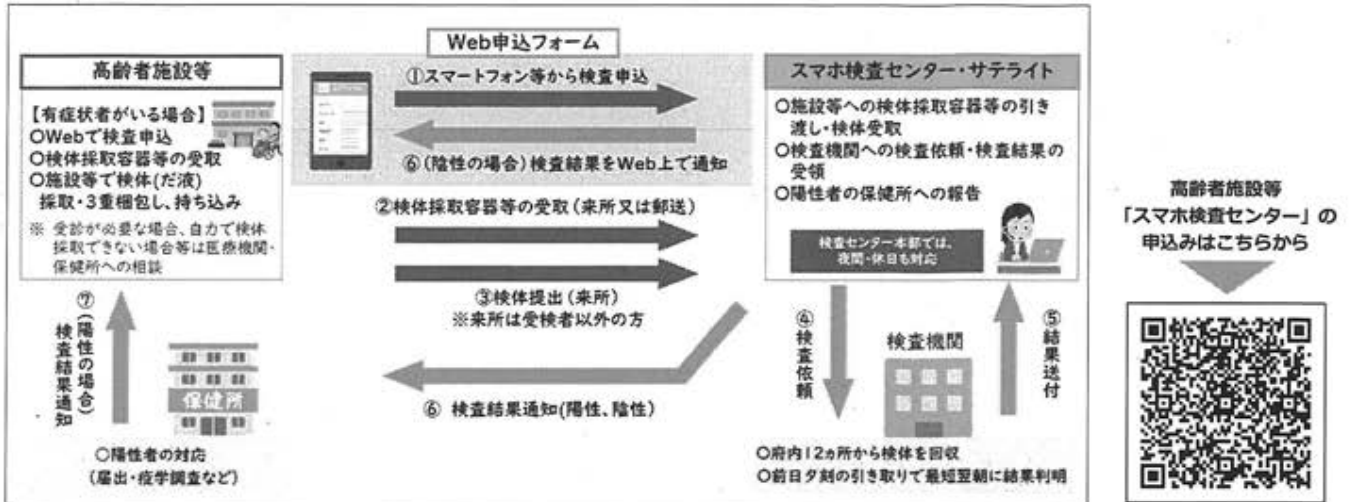
(代表電話)06-6941-0351

大阪府の窓口はこちら

© Copyright 2003-2022 Osaka Prefecture. All rights reserved.

高齢者施設等「スマホ検査センター」について

◆検査の流れ



◆高齢者施設等「スマホ検査センター」本部・サテライトのご案内 (令和4年4月18日現在)

サテライトの名称	綿棒キット	所在地(上段:施設名、下段:住所)	開設日等と検体回収時間
1 スマホ検査センター本部	有	大阪府 旧職員会館 大阪府大阪市中央区大手前2丁目1-59	●開設日等:日から土(祝日含む) 午前9時30分～午後11時00分 ●回収時間: 月から土:午後2時30分 日:午前11時30分
2 三島サテライト	有	三島府民センタービル2階 控室 大阪府茨木市中穂積1丁目3-43	●開設日等:月から土(日・祝日除く) 午前9時30分～午後5時30分 ●回収時間:午後3時00分
3 南河内サテライト	有	南河内府民センタービル3階 第3会議室 大阪府富田林市寿町2丁目6-1	●開設日等:月から土(日・祝日除く) 午前9時30分～午後5時30分 ●回収時間:午後1時15分
4 北河内サテライト	有	北河内府民センタービル4階 第1会議室 大阪府枚方市大垣内町2丁目15-1	●開設日等:月から土(日・祝日除く) 午前9時30分～午後5時30分 ●回収時間:午後1時30分
5 泉南サテライト	有	泉南府民センタービル1階 第3セミナー室 大阪府岸和田市野田町3丁目13-2	●開設日等:月から土(日・祝日除く) 午前9時30分～午後5時30分 ●回収時間:午後0時15分
6 泉北サテライト	有	泉北府民センタービル1階 第2会議室 大阪府堺市西区鳳東町4丁390-1	●開設日等:月から土(日・祝日除く) 午前9時30分～午後5時30分 ●回収時間:午後2時30分
7 中河内サテライト	有	東大阪市立角田総合老人センター 1階 東大阪市角田2丁目3番8号	●開設日等:月から土(日・祝日除く) 午前9時30分～午後4時45分 ●回収時間:午後3時30分
8 池田サテライト	有	池田・府市合同庁舎4階 青少年相談コーナー 大阪府池田市城南1丁目1-1	●開設日等:月から土(日・祝日除く) 午前9時30分～午後5時30分 ●回収時間:午後1時30分
9 西区サテライト	なし	西本町ビル3階 大阪中央営業所 大阪府大阪市西区西本町3丁目1番48号	●開設日等:月から土(日・祝日除く) 午前9時30分～午後7時30分 ●回収時間:午後3時30分
10 吹田サテライト	なし	大阪北営業所 大阪府吹田市原町2丁目45番1号	
11 守口サテライト	なし	大阪東営業拠点 大阪府守口市大宮通1丁目13番36号	
12 堺サテライト	なし	大阪南営業所 大阪府堺市西区鳳北町7丁7番地	

*検査(綿棒)キット(綿棒を用いて唾液を吸収させるタイプ)は、唾液の自己採取が困難な方のみ、お申込みください。

*検査(綿棒)キットは、1~8で取扱います。在庫の確認(070-1439-7339)をしてから、来庁いただきますようお願いいたします。

●高齢者施設等スマホ検査センターでの検査に関すること(申込方法など)

メール:kensasenta1@medi-staffsup.com

電話:070-1439-7345

高齢者施設等「スマホ検査センター」 検査対象施設（一部抜粋）

※いずれも利用者及び職員が対象

対象施設等

【高齢者福祉サービス等】

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設
（地域密着型含む） ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・通所介護（地域密着型含む） ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス
（看護小規模多機能型居宅介護） ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護ステーション ・訪問リハビリテーション（介護保険サービスを提供している事業所に限る） ・居宅療養管理指導（介護保険サービスを提供している事業所に限る） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援 ・福祉用具貸与・福祉用具販売 ・地域包括支援センター ・老人福祉センター ・介護予防・生活支援サービス <ul style="list-style-type: none"> - 訪問型サービス - 通所型サービス - その他の生活支援サービス - 介護予防ケアマネジメント |
|---|--|



メニュー

検索 [ホームページの表示](#) [ホームページから戻る](#) [お部屋の検索から戻る](#)
 文字サイズ: [最小](#) [標準](#) [最大](#)

トップ	くらし・住まい まちづくり	人権・男女 共同参画	福祉・子育て	教育・学校・青少年	健康・医療	働き・労働	環境・リサイクル	農林・水産業	都市能力・観光・文化	都市計画・都市整備	防災・安全・危機管理	府民運営・市町村
-----	------------------	---------------	--------	-----------	-------	-------	----------	--------	------------	-----------	------------	----------

ホーム > 健康・医療 > 医療・医薬費 > 大阪府感染症対策情報 > 高齢者施設等の従事者等への定期検査について [はじめての方へ](#) [サイトマップ](#)

高齢者施設等の従事者等への定期検査について



お知らせ

- 令和4年5月10日 定期PCR検査を拡充しますNew!
 - ・通所系サービス事業所に加え、訪問系サービス事業所も対象として実施します。(5月11日(水)より申込受付開始)
 - ・2週間に1回の頻度を1週間に1回に変更します。(5月11日(水)より変更※)
 - ※現在、定期PCR検査を実施している事業所は、5月11日以降の結果連絡時から変更
- 令和4年4月14日 高齢者施設等(入所系・居住系)の従事者等への検査体制強化について(4月15日(金)より申込受付開始)
 大阪府では、第6波においても高齢者入所施設等でのクラスターが多発したことから、入所者への感染防止のため、府内全ての入所系・居住系の高齢者施設等を対象とし、抗原定性検査キット(抗原キット)を活用した頻回な定期検査を実施することとしました。

高齢者施設等の従事者等への定期検査に関する概要

施設における新型コロナウイルス感染者の早期発見及び無症状感染者を原因とするクラスター発生を未然に防止する観点から、施設等の従事者等を対象に定期的に検査を実施しています。

施設種別	入所系・居住系施設 (施設併設通所サービス・施設併設短期入所サービスを含む)	通所系・訪問系サービス事業所 (施設併設通所系サービス・施設併設短期入所サービスを除く)
対象地域	大阪府全域(政令市・中核市含む)	大阪府管轄(政令市・中核市を除く)
対象者	無症状の従事者等 (常勤・非常勤・兼業問わず)	無症状の従事者 (常勤・非常勤問わず)
検査方法	抗原定性検査(鼻腔ぬぐい液)	PCR検査(唾液)
実施頻度	3日に1回	1週間に1回

1. 対象施設等及び対象者について

下記①及び②のいずれかに該当する施設の従事者等

① 入所系・居住系の高齢者施設等(政令市・中核市含む)
 > 下記に該当する施設は、[こちらをクリック](#)

【対象施設】

大阪府全域(※)に所在する以下の施設
 (※)政令市・中核市(大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市)を含む大阪府内の全市町村

- 高齢者施設等
 介護老人福祉施設、地域市営型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
 (併設通所サービス・併設短期入所サービスを含む)
- 障がい者施設等
 障がい者支援施設、共同生活援助事業所(グループホーム)、宿泊型自立訓練事業所、療養介護事業所
 (併設通所サービス・併設短期入所サービスを含む)
- 救護施設

【対象者】

上記対象施設の従事者及び出入り業者（無症状に限る）

※ 従事者は常勤・非常勤を問いません。

※ 出入り業者は、当該施設内に入出入りする業者のうち、従事者や入所者と直接接触する機会がある者として（宅配業者は対象外です）。

② 通所系・訪問系サービスの事業所（政令市・中核市を除く）

> 下記に該当する事業所は、こちらをクリック

【対象事業所】

大阪府保健所管内の地域（※）に所在する以下の事業所

（※）政令市・中核市（大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市）を除く大阪府内の市町村

○ 高齢者施設等

< 通所系サービス事業所（施設併設通所サービス・施設併設短期入所サービスは除く） >

（介護給付）通所介護（地域密着型通所介護含む）、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、短期入所生活介護、短期入所療養介護

（予防給付）介護予防通所リハビリテーション、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護

< 訪問系サービス事業所 >

（介護給付）訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション（介護保険サービスを提供している事業所に限る。）、福祉用具貸与、居宅療養管理指導（介護保険サービスを提供している事業所に限る。）、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、特定福祉用具販売、居宅介護支援

（予防給付）介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防居宅療養管理指導、特定介護予防福祉用具販売、介護予防支援

○ 障がい者施設等

< 通所系サービス事業所（施設併設通所サービス・施設併設短期入所サービスは除く） >

生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

< 訪問系サービス事業所 >

居宅介護、重度訪問介護、同行支援、行動支援、自立生活援助、就労定着支援、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

【対象者】

上記対象施設の従事者（無症状に限る）

※ 従事者は常勤・非常勤を問いません。

2. FAQ-問い合わせについて

お問い合わせの前に、FAQをお読みください。

※ 政令市・中核市（大阪市・堺市・東大阪市・高槻市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市）において、実施されている定期検査については、各市にお問い合わせください。

定期検査のFAQはこちら

【定期検査に関するお問い合わせ先】

○ 入所系・居住系の高齢者施設等における抗原キット定期検査

大阪府抗原キット定期検査事務局

TEL:06-7223-9387 <開設時間：午前9時～午後6時（土日・祝日も対応）>

○ 通所系・訪問系サービスの事業所における定期PCR検査

大阪府コールセンター

TEL:06-7166-9988 <開設時間：午前9時～午後6時（土日・祝日も対応）>

参考資料

感染疑い事例の早期把握と、把握した段階からの初動対応が重要です！

施設におけるクラスター発生事案を分析すると、早期に対応できた施設は「いずれも」疑い事例発生時」から万が一に備え、ゾーニングや従事者等の感染防護措置などの適切な対応を実施しています。

■ 「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策」<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kanseritaisaku/index.html>

■ 「社会福祉施設等向け新型コロナウイルス感染症対応早わかりブック」<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikifubushi/coronabook/index.html>

■ 「大阪府高齢者施設等クラスター対応強化チーム（OCRT）について」<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/ocrt.html>

このページの作成所属

健康医療部 保健医療室感染症対策企画課 感染症・検査グループ



高齢者施設等管理者・施設長 様

大 阪 府 福 祉 部 長
大 阪 府 健 康 医 療 部 長

高齢者施設等への新規入所者における入所時の検査について(通知)

日ごろより、府政及び新型コロナウイルス感染症対策の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。さて、本府における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、年明け以降、陽性者数が増加し、1 週間の人口 10 万人あたりの新規陽性者数は 18.16 人(令和3年2月5日現在)と高い水準を維持している状況です。

とりわけ、第三波(令和2年 10 月 10 日)以降に高齢者施設等で発生したクラスターは、2月5日時点で 109 施設(陽性者 2,024 人)に上っており、当該施設におけるクラスター発生防止について、より一層の取り組みが必要です。

つきましては、こうした状況への対応策として高齢者施設等への新規入所者(医療機関から退院後の再入所・再入居の方や入所・入居の契約済みの方、又は確定している方も含みます。)について、下記の場合には行政検査として取り扱いますのでお知らせいたします。

なお、運用の開始は、2月12日からといたします。

記

高齢者施設等への新規入所者について、医師が必要と認める場合には、症状の有無に関わらず保険適用で新型コロナウイルスの検査を行うことが可能です。

検査の実施については、新規入所者の入所前の生活状況等を勘案し、検査の要否を貴施設の連携医療機関等(同一法人の医療機関、併設医療機関、協力医療機関等、高齢者施設が平時に連携している医療機関)の医師と相談してください。なお、連携医療機関等に相談される際は、本通知文と別紙の医療機関あてのお知らせをご提示ください。

高齢者施設等:介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
(いずれも併設通所サービス・短期入所サービス事業所を含む。なお、高齢者施設等におかれては、併設通所・短期事業所にも本通知内容をご了知いただきますようお願いいたします。)

【問い合わせ先】

(高齢者施設に関すること)

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課 施設指導グループ

電話 06-6944-7106

(併設通所・短期サービスに関すること)

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課 居宅グループ

電話 06-6944-7099

(行政検査に関すること)

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策感染症・検査グループ

電話 06-4397-3204

(別紙)

※高齢者施設等管理者・施設長 様

連携医療機関等に新規入所者の検査について相談される際は、府からの通知本文と、このお知らせを連携医療機関等にご提示ください。

高齢者施設等連携医療機関等様へ

大阪府では、高齢者施設等への新規入所者における入所時の検査について、令和3年2月10日付け感対第6414号にて各高齢者施設等あて周知しております。
つきましては、以下の点にご留意の上、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 連携医療機関等において検査が実施できない場合は、連携医療機関等から相談窓口にご相談ください。相談窓口は、2月12日から運用を開始します。

＜相談窓口＞ 開設時間(土日・祝日含む) 9時～18時 電話番号 06-7166-9988

- 2 連携医療機関の医師が必要と判断して実施した保険適用の検査については、その医療機関と府もしくは政令市・中核市が行政検査に係る委託契約を締結することで、検査にかかる費用を公費にすることが可能です。

(当該契約の効力は遡及可能ですので管轄の保健所へご相談ください)。

大阪府

利用者の状況に応じた対応について（入所施設・居住系）

1. 感染防止に向けた取組

<p>(1)施設等における取組</p>	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意 ○ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申し出やすい環境づくりに努める ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に入所した者の記録等を準備 <p>(国会及び施設への立ち入り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること。具体的には、地域の発生状況等を踏まえ、管理者により制限の程度を判断し、実施する場合には、適切な感染防止対策を行った上で実施すること。引き続きオンラインでの実施も考慮 ○ 委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る ○ 面会者や業者等の施設内に入所した者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録 <p>(外出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
<p>(2)職員の取組</p>	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、マスクの着用を含むエチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
<p>(3)リハビリテーション等の実施の際の留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要 ○ 可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保、声を出す機会を最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

状況	情報共有 報告等	消毒 清掃等	積極的疫学調査への協力等	(4)感染者への対応 / (5)濃厚接触者への対応	
				職員	利用者
<p>感染者</p> <p>医療機関が特定 ・PCR陽性の者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等（利用者・職員）が発生した場合、速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃、手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で清拭等 ・保健所の指示がある場合は指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 ・可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則入院（症状等によっては自治体の判断に従う） 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断に従う
<p>感染が疑われる者</p> <p>施設等が判断 ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、発熱等の強い症状のいずれかがある者、高齢者等で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける ・速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の指示がある場合は指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける 	
<p>濃厚接触者</p> <p>保健所が特定 ・感染者と同居・長時間接触 ・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直接接触 ・手で触れることによる距離で必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として個室に移動。個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室に。個室管理ができない場合、マスク着用、ベッド間隔を2m以上あける等の対応。部屋を出る場合はマスクを着用し、手指衛生を徹底 ・可能な限りその他利用者とは担当職員を分けて対応 ・ケアに当たっては、部屋の換気を十分に実施 ・職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用。飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルを着用 ・体温計等の器具は、可能な限り専用に ・ケアの開始時と終了時に、石けんと流水による手洗い等による手指消毒を実施。手指消毒の前に顔を触らないように注意。「1ケア1手洗い」等が基本 ・有症状者については、リハビリテーション等は実施しない。無症状者については、手指消毒を徹底した上で、職員は使い捨て手袋とマスクを着用し個室等において、実施も可能 ※保健所と相談の上、対応 ※個別ケア等実施時の留意点は別添のとおり
<p>感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者</p> <p>施設等が特定 ・「感染が疑われる者」と同居・長時間接触 ・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触 ・手で触れることによる距離で必要な感染予防策なしで、「感染が疑われる者」と15分以上の接触</p>			<ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。復帰時期については上欄に同じ ・発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応 		

利用者の状況に応じた対応について（通所系・短期入所）

通所系等

1. 感染防止に向けた取組

(1)施設等における取組	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア記録、勤務表、施設内に入所した者の記録等を準備 <p>(施設への立ち入り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る ○ 業者等の施設内に入所した者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録
(2)職員の取組	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
(3)ケア等の実施時の取組	<p>(基本的な事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があり、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底 <p>(送迎時等の対応等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る ○ 送迎時には、窓を開ける等換気に留意。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）を消毒 ○ 発熱により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所に情報提供。同事業所は必要に応じ、訪問介護等の提供を検討 ○ 市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努める <p>(リハビリテーション等の実施の際の留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」を避ける必要

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

通所系等

	定義	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)積極的疫学調査への協力等	(4)感染者への対応/(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染者	医療機関が特定 ・PCR陽性の者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・居室及び利用した共用スペースを消毒・清掃。手袋を着用し、消毒用エタノールまたは次亜塩素酸ナトリウム液で拭拭等 ・保健所の指示がある場合は指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 ・可能な限り利用者のケア記録や面会者の情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則入院（症状等によっては自治体の判断に従う） 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断
感染が疑われる者	施設等が判断 ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、高齢者等で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性診断が確定前の者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける ・速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告 		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者を特定 ・特定した利用者について居宅介護支援事業所に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける 	
濃厚接触者	保健所が特定 ・感染者と同居・長時間接触 ・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直接接触 ・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触				<ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無も踏まえ、保健所の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	施設等が特定 ・「感染が疑われる者」と同居・長時間接触 ・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触 ・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、「感染が疑われる者」と15分以上の接触				<ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。復帰時期については上欄に同じ ・発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応

利用者の状況に応じた対応について（訪問系）

訪問系

1. 感染防止に向けた取組

(1)施設等における取組	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携して推進 ○ 積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、ケア記録、勤務表の記録等を準備 <p>(外出)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入所者の外出については、訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について制限する必要はないが、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
(2)職員の取組	<p>(感染症対策の再徹底)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底 ○ 出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 ○ 感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて適切に対応 ○ 職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底
(3)ケア等の実施時の取組	<p>(基本的な事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス提供に先立ち、本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供時は以下の点に留意 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続 ・ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重症化のおそれが高いため、勤務上の配慮を行う ・ サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底。事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫 ・ 可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

訪問系

感染状況	定義	(1)情報共有・報告等	(2)消毒・清掃等	(3)積極的疫学調査への協力等	(4)感染者への対応/(5)濃厚接触者への対応	
					職員	利用者
感染者	医療機関が特定 ・PCR陽性の者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 ・可能な限り利用者のケア記録を提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則入院（症状によっては自治体の判断に従う） 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則入院。高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者については症状等によっては自治体の判断
感染が疑われる者	施設等が判断 ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、高齢者等で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者 ※PCR陽性等診断が確定前の者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける ・速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・指定権者、家族等に報告 ・主治医及び居宅介護支援事業所に報告 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等に発生した場合、当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員を特定 	<ul style="list-style-type: none"> ・主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センターに電話連絡し、指示を受ける 	-
濃厚接触者	保健所が特定 ・感染者と同居・長時間接触 ・適切な防護無しに感染者を診察、看護、介護 ・感染者の気道分泌液等に直接接触 ・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・職場復帰時期については、発熱等の症状の有無も踏まえ、保健所の指示に従う 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討 ・検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意 <ul style="list-style-type: none"> >基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重症化のおそれが高いため、勤務上配慮 >サービス提供時は、保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底。サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫 ※サービス提供時及び個別ケア等実施時の留意点は別添のとおり
感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者	施設等が特定 ・「感染が疑われる者」と同居・長時間接触 ・適切な防護無しに「感染が疑われる者」を診察、看護、介護 ・「感染が疑われる者」の気道分泌液等に直接接触 ・手で触れることの出来る距離で必要な感染予防策なしで、「感染が疑われる者」と15分以上の接触	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい 	-

【入所施設・居住系】

<個別のケア等の実施に当たっての留意点>

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意する。

(i) 食事の介助等

- ・ 食事介助は、原則として個室で行う
- ・ 食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施
- ・ 食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用
- ・ まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄

(ii) 排泄の介助等

- ・ 使用するトイレの空間は分ける
 - ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用
 - ・ 使用済みおむつ等の廃棄物の処理に当たっては感染防止対策を講じる
- ※ ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。(使用后ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理)

(iii) 清潔・入浴の介助等

- ・ 介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使ったタオル等は熱水洗濯機(80°C10分間)で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥
- ・ 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を実施

(iv) リネン・衣類の洗濯等

- ・ 当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者とは必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機(80°C10分間)で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥
- ・ 当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のごみの処理は、ビニール袋に入れるなどの感染防止対策を講じる

【訪問系】

<サービス提供にあたっての留意点>

- ・ 自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しない
- ・ 濃厚接触者その他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応
- ・ 訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つよう工夫
- ・ 訪問時には、換気を徹底
- ・ ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用
- ・ 体温計等の器具については、消毒用体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭
- ・ サービス提供開始時と終了時に、(液体)石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施。手指による手指消毒を実施。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする

<個別のケア等の実施に当たっての留意点>

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意すること。

(i) 食事の介助等

- ・ 食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施
- ・ 食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を実施
- ・ 食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫

(ii) 排泄の介助等

- ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用

(iii) 清潔・入浴の介助等

- ・ 介助が必要な者(訪問入浴介護を利用する者を含む)については、原則清拭で対応する。清拭で使ったタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる

(iv) 環境整備

- ・ 部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭、または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥

新型コロナウイルス感染症に係る 介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

- 災害時の対応を基本としつつ、今般の新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等にあたって、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、状況に鑑みてさらに柔軟な取扱いを可能としており、主な取扱いは以下のとおり。

1. 基本的な事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準等を満たせなくなる場合、介護報酬の減額を行わない等の柔軟な取扱いが可能
- 訪問介護の特定事業所加算等の算定要件等である定期的な会議の開催等について、電話、文書、メール、テレビ会議等を活用するなどにより、柔軟に対応可

2. 訪問サービスに関する事項

- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に訪問介護員の資格を有する者を確保できないと判断できる場合、訪問介護員の資格のない者であっても、高齢者へのサービス提供に従事した事がある者であり、サービス提供に支障がないと認められる者であれば、訪問介護員として従事可
- 訪問介護事業所が保健師、看護師、准看護師の専門職の協力の下、同行訪問による支援を受ける場合、利用者又はその家族等からの事前の同意を得たときには、2人の訪問介護員等による訪問を行った場合と同様に、100分の200に相当する単位数を算定することが可

3. 通所サービスに関する事項

- 事業所が休業している場合に、居室を訪問し、できる限りのサービスを提供した場合、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分（通所系サービスの報酬区分）を算定可

通所事業所が訪問支援に切り替えた場合等の報酬の運用弾力化

趣旨

- ・ オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策に関し、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言等（※1）において、「通所施設においてサービスを継続するため、導線の分離など感染対策をさらに徹底すること」とされた。
- （※1）「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」（令和4年2月4日）
- ・ このため、通所系サービス事業所が、利用者の導線を分けるなど感染防止対策を更に徹底しながら必要な介護サービスの継続を図ることができるよう、まん延防止等重点措置等の実施期間中（令和4年2月～措置の最終日が含まれる月）における介護報酬の運用の弾力化を行った（令和4年2月9日事務連絡）。

【弾力化の内容】

○まん延防止等重点措置等の実施区域の通所系サービス事業者が、利用者への説明・同意を得た上で、

- ①訪問サービスへの切り替えや、サービス提供時間の短縮等を行った場合において、
- ②実際のサービス提供時間等（準備、移動時間、電話による安否確認等の時間を含む）が、ケアプランで予定されていた提供時間の半分以上である等（※）の場合は、
- ③ケアプラン上の提供時間に対応した報酬区分を算定することができることとする。

※感染防止対策を更に徹底すること（感染対策の手引きの厳守、利用者のグループ分けの検封を行っていること）等についての事前の申出書の提出が必要

（参考）通所介護（通常規模型）の適用例

要介護3の場合のイメージ：ケアプランの提供時間と報酬 7時間、896単位

- | | |
|---|--|
| <p>① 訪問サービスへの切替</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の対応：訪問サービスの提供は認められない ・現行コロナ特例（実際のサービス提供時間）：3時間半、477単位 ・今般の対応：7時間、896単位で請求（※） | <p>② 通所サービスの提供時間短縮（午前と午後でグループを分ける等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の対応：（短縮し、計画も変更する場合）4時間、500単位 ・現行コロナ特例（実際のサービス提供時間）：4時間、500単位 ・今般の対応：7時間、896単位で請求（※） |
|---|--|
- （※）実際のサービス提供時間等（準備、移動時間、電話による安否確認等の時間含む）がケアプラン上の提供時間の半分以上である場合に、ケアプラン上の提供時間で請求。

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 11)

(令和4年2月21日)

【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護】

○ 3%加算・規模区分の特例(3%加算・規模区分の特例の令和4年度の取扱い)

問1 新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症とされている(※)が、令和4年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症と考えてよいか。

(※)「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)別紙I

(答)

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、令和4年度も引き続き同加算や特例の対象となる感染症である。なお、同年度中に同加算や特例の対象外とすることとする場合は、事務連絡によりお示しする。

○ 3%加算(3%加算を令和3年度に算定した事業所の取扱い)

問2 感染症や災害によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、基本的に一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を事由とする場合にのみ、再度同加算を算定することが可能であるとされている(※)が、令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき同加算を算定した事業所が、令和4年度に再び同加算を算定することはできるか。

(※) 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 3) (令和3年3月26日) 問21

(答)

- ・ 可能である。この場合、令和4年度の算定にあたっては、減少月の利用延人員数が、令和3年度の1月当たりの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要である。算定方法の具体例は別添を参照されたい。

感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の3%加算(令和4年度の取扱い)

別添

- 新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所において、令和4年度に令和3年度の1月当たりの平均利用延人員数が減少した月があった場合、再度3%加算の算定が可能。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき一度3%加算を算定した事業所において、同一事由による令和4年度の利用延人員数の減少に基づいて、再度3%加算を算定することはできない。

加算算定のイメージ

- ・令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき、令和3年度内に3%加算を算定していた事業所の場合
- ・令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき、新たに3%加算を算定する事業所の場合

算定可能となるのは、最速令和4年6月
サービス提供分からとなる。

R4年度	(R4.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(R5.4)
加算算定		利用延人員数減	算定届提出	算定開始	なほ利用延人員数が減少している場合	算定終了								
延長		令和3年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較				延長届提出	延長開始		延長終了					令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき算定していることから、令和4年度中に同一事由により再度算定することはできない。 ○ 加算算定の届出、加算算定後の各月の利用延人員数の確認、加算算定の延長の届出の方法等は、従前とおり。

- ・令和3年度中の利用延人員数の減少に基づき、令和4年度にまたがって3%加算を算定していた事業所の場合

R4年度	(R4.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(R5.4)
加算算定	利用延人員数減	算定届提出	算定開始	なほ利用延人員数が減少している場合	算定終了									
延長		令和2年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較			延長届提出	延長開始		延長終了						令和4年度中の利用延人員数の減少に基づき再算定した場合は、令和4年度中に同一事由により再度算定することはできない。 ○ 加算算定の届出、加算算定後の各月の利用延人員数の確認、加算算定の延長の届出の方法等は、従前とおり。
再算定					利用延人員数減				算定開始	なほ利用延人員数が減少している場合	算定終了			
再延長								令和3年度の1月当たりの平均利用延人員数と比較			延長届提出	延長開始		延長終了

1. (1) 日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進 (その1)

感染症対策の強化【全サービス】

- 介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける。【省令改正】
 - ・施設系サービスについて、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練（シミュレーション）の実施
 - ・その他のサービスについて、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等
- (※3年の経過措置期間を設ける)

業務継続に向けた取組の強化【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。【省令改正】

(※3年の経過措置期間を設ける)

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

- ❖ ポイント
 - ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
 - ✓ カイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
- ❖ 主な内容
 - ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
 - ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
 - ・新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系） 等

掲載場所：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukuya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

災害への地域と連携した対応の強化【通所系サービス、短期入所サービス、特定、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者（通所系、短期入所系、特定、施設系）を対象に、小多機等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならぬこととする。【省令改正】